

令和6年度 美の資源情報収集および一体的発信業務委託仕様書

1 業務事業名

令和6年度 美の資源情報収集および一体的発信業務委託

2 業務目的

滋賀には、原風景ともいふべき琵琶湖を中心とした自然美、自然と共生する文化の中で生まれ大切に守り伝えられてきた文化財、伝統工芸等の暮らしに根付いた美意識、さらには、アール・ブリュット作家や県内アーティストによる創作、美術館やホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在に連なる多様な美の資源が存在している。

滋賀県では、多様で豊かな美の魅力が各地域に満ち溢れている滋賀全体を、あたかも、ひとつの「美術館」のように感じられるよう、『美の魅力にあふれる滋賀をみんなの美術館に』というコンセプトのもと、美の資源を活用した地域での取組の情報を収集し、一体的に発信することで、滋賀の魅力に思いを馳せ、楽しむ機会をつくるとともに、人と人、人と地域のつながりや滋賀への愛着が深まっていくことを目指して、「滋賀をみんなの美術館に」プロジェクトを展開しており、その情報をウェブ媒体により発信する取組を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで

4 業務内容

本業務の内容は、以下に掲げるとおりとする。

なお、具体的な業務の実施方法および本仕様書に記載のない事項については、県・受託者が協議の上、決定するものとする。

(1) 滋賀の多様な美の資源を県内外に発信する素材を取材し、その魅力をウェブサイトで紹介

滋賀の代表的な美の資源、美術館等の文化芸術施設、アートイベント、県が別途実施している「滋賀をみんなの美術館に」プロジェクトで採択された各地域での取組等、滋賀の美の資源に関する情報を10件選抜し、取材した上で、受託者が構築したウェブサイト上に特設ページを設け、一元的に発信すること。

- ① 「滋賀をみんなの美術館に」プロジェクトで採択された各地域での取組（例年6～8団体程度）は必須とし、期間中に各団体が実施する主なイベントを取材し、団体ごとにレポート記事を掲載すること。（団体の決定は8月中旬の予定）
- ② 上記①以外の取材先として、少なくとも10件を提案すること。最終的な取材先については、受託者の提案を参考にしながら県が決定する。
- ③ 取材協力・広報協力依頼は受託者が行うこと。

(2) 「滋賀をみんなの美術館に」プロジェクトオンライン成果発表会の開催

- ① 令和7年3月上旬までに、県が別途実施している「滋賀をみんなの美術館に」プロジェクトで採択された各団体が集って活動報告を行う場を設定し、当該プロジェクトの専門評価委員の講評を交えながら、各団体が意見交換を行う「成果発表会」を、オンライン上で開催すること。

- ② 出演者との連絡調整や機材調達、チャンネル設定・告知等を行うこと。
 - ③ 成果発表会については、オンラインで実施のほか、成果発表会の概要を記事にまとめ、
 - (1) の特設ページに掲出すること。
- (3) その他、上記業務の実施にあたり必要な業務（打合せ等）

5 成果品

業務完了後は、速やかに一連の業務の実施内容等をまとめた業務報告書および本事業の成果品として以下を提出すること。

- (1) 業務報告書
- (2) 上記データ等を収録した記録媒体（DVD-R 等）

6 再委託

- (1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- (2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。
- (3) 受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

7 その他、業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細は、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、県の責めによるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (5) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (7) 本業務の実施にあたり、県は、学識経験者等の協力のもと、受託者に指導・助言を行うことがある。